



## 【インド】日・インド社会保障協定が10月1日に発効されます。

海外駐在員の社会保障の二重負担の回避のための仕組みとして、二国間の社会保障協定が存在します。

日本とインドとの間の社会保障協定は、2012年11月に署名されており、あとは効力発生を待つのみでした。2016年7月20日に両国間の外交文書が交わされ、結果、2016年10月1日に遂に協定が発効されることとなりました。

本協定は、両国の年金制度を対象としています。日本側は国民年金と厚生年金保険、インド側は被用者年金（EPS: Employee's Pension Scheme）と被用者積立基金（EPF: Employee's Provident Fund）です。

日本からインドに派遣されている駐在員については、これまで、日印両方の年金制度への二重加入義務による保険料の二重負担の問題がありましたが、この協定の発効によりこれを回避できることが期待されます。

協定では、日本からインドに「一時的に派遣」される方について、一定の手続を経ることで、日本での年金加入を継続して、インドの社会保障制度の加入の免除を受けられるようになります。

ここで「一時的に派遣」というためには派遣一回につき5年を超えないと見込まれることが求められます。ただ、3年以内の延長であれば、両国間の合意により個別に認められ得ますので、この点を踏まえると最大派遣期間は8年といえます。また、「派遣一回につき5年」という点に関して、一度日本に帰国して再度派遣されるという場合にはこの計算はリフレッシュされ、かつ、協定上、1回目と2回目の派遣の間のクーリング期間は特に定められていないようですので、結果として長期の派遣の場合も二重負担回避の工夫の余地は残されているようです。

とはいえ、なにぶん新しい制度ですので、特に実務が確定するまでは、具体的な手続や取扱いについては各関係機関が発信する情報をご参考にされながら進められるのが良いでしょう。

例えば、日本年金機構のホームページで、社会保障協定関連の手続案内、インドに関する具体的な注意事項が掲載されています。同ホームページには、日本からインドへ一時的に派遣される方の手続として必要となる適用証明書の交付申請書の様式も掲載されています。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/>

また、外務省のホームページでも、協定の和文や概要が掲載されています。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22\\_000018.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000018.html)

以上、今後のご参考にして頂ければ幸いです。

